

平成 30 年度

定期監査結果報告書

愛媛県後期高齢者医療広域連合監査委員

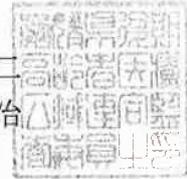
媛広連監第7号
平成31年1月31日

愛媛県後期高齢者医療広域連合長
野志克仁様
愛媛県後期高齢者医療広域連合議会議長
清水宣郎様

愛媛県後期高齢者医療広域連合

監査委員 石田 慎二

監査委員 橋本 顕治



平成30年度定期監査結果報告の提出について

地方自治法第199条第4項の規定により、定期監査を実施しましたので、
同条第9項の規定により、監査の結果に関する報告について決定し、次のとおり提出します。

目 次

定期監査結果報告	1
総 務 課	2
事 業 課	3
会 計 課	4
議 会 事 務 局	4
監 査 委 員 事 務 局	4
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局	4
指 摘 事 項	5

定期監査結果報告

1. 監査の対象及び期間

平成 30 年度歳入歳出予算の執行並びに関連のある事項を次の各課等について下記のとおり対象期間及び監査期間をもって実施した。

監 査 対 象	対 象 期 間	監 査 期 間
総 務 課	平成 30 年 4 月 1 日から 平成 30 年 10 月 31 日まで	平成 30 年 11 月 30 日から 平成 31 年 1 月 30 日まで
事 業 課	〃	〃
会 計 課	〃	〃
議 会 事 務 局	〃	〃
監 査 委 員 事 務 局	〃	〃

2. 監査の方法

上記各課等から資料の提出を求め関係職員から事情を聴取し、併せて関係諸帳簿並びに書類等について調査するとともに、現地調査を実施し、監査を行った。

また、関連のある事項については、対象期間外にわたるものも監査した。

3. 監査の結果

次のとおりである。

なお、文中で特に説明のない数値は平成 30 年 10 月 31 日現在のものである。

総 務 課

1. 収入事務について

1) 事務費負担金

事務費負担金は、共回事務経費に係る 20 市町からの負担金であり、一般会計と後期高齢者医療特別会計をあわせて 327,672 千円となっている。これらの収入事務について調定書等関係書類を抽出調査したところ、適正に処理されていた。

2. 歳出予算の執行状況について

1) 一般会計

人事管理事業、共回事務管理事業及び情報公開等審査会運営事業に係る歳出予算の執行額は 9,767 千円となっており、これらの支出事務について、支出負担行為書等関係書類を抽出調査したところ、適正に処理されていた。

2) 後期高齢者医療特別会計

広報啓発事業、懇話会運営事業及び給付事業等人件費に係る歳出予算の執行額は 20,718 千円となっており、これらの支出事務について、支出負担行為書等関係書類を抽出調査したところ、適正に処理されていた。

3. 有価証券等の保管状況について

有価証券等の保管状況について調査したところ、適正に保管されていた。

4. 備品の管理状況について

備品の管理状況について、現地にて抽出調査をしたところ、適正に管理されていた。

5. 委託料並びに使用料及び賃借料の契約事務について

委託料は 7 件 43,662 千円(別途単価契約 1 件あり)、使用料及び賃借料は 10 件 91,729 千円(別途単価契約 1 件あり)となっており、これらの契約事務について、契約書等関係書類を抽出調査したところ、適正に処理されていた。

事 業 課

1. 歳出予算の執行状況について

後期高齢者医療特別会計

療養給付費負担金等の保険給付費各事業及び健康診査等の実施に係る保健事業費に係る歳出予算の執行額は、計 102,169,835 千円となっており、これらの支出事務について、支出負担行為書等関係書類を抽出調査したところ、適正に処理されていた。

2. 後期高齢者医療保険料について

1) 保険料等負担金

保険料等負担金は、20 市町が徴収した保険料及び保険基盤安定分の負担金であり 6,047,785 千円となっている。これらの収入事務について、収納済通知書等関係書類を抽出調査したところ、適正に処理されていた。

2) 保険料の収納事務について

10 月末時点の保険料の収納率は 9 月分 98.44%で、前年同期 (97.89%) から 0.55% 上昇している。しかし、滞納繰越分は収納率の低下傾向が続いている。

今後においても、運営主体として各市町との連携を強化し、早期の収納対策に取り組むことにより、一層の収納率向上と未納額の縮減に努められたい。

3. 不当利得の求償事務について

不当利得の返納金は 7,608 千円となっており、これらの求償事務について収納済通知書等関係書類を抽出調査したところ、次の点が見受けられた。

・収入未済の縮減について

不当利得の返納金について、平成 30 年 10 月末現在の収入未済額は 14,926 千円であり、前年同時期 (16,190 千円) に比べ、1,264 千円減少した。収納率も 33.8%と平成 29 年度同時期 (26.8%) から 7%増加している。未済額の縮減に向けて一定の改善は見られるが、引き続き事務処理基準に沿った適正な債権管理を行い、収入未済額の縮減及び収納率の改善に努められたい。また、債権の内容によっては、市町窓口等とも十分連携を取り、未収債権の早期対策に取り組まれたい。

4. 委託料並びに使用料及び賃借料の契約事務について

委託料は 6 件 13,560,896 千円 (別途単価契約 4 件あり)、使用料及び賃借料は 1 件 7,776 千円となっており、これらの契約事務について、契約書等関係書類を抽出調査したところ、適正に処理されていた。

会 計 課

1. 歳出予算の執行状況について

歳出予算の執行額は 1,012 千円となっており、これらの支出事務について支出負担行為等関係書類を調査したところ、適正に処理されていた。

2. 預金通帳等の保管状況について

預金通帳等の保管状況について調査したところ、適正に保管されていた。

3. 委託料の契約事務について

委託料は 1 件 467 千円となっており、委託契約書等関係書類を調査したところ、適正に処理されていた。

議 会 事 務 局

1. 歳出予算の執行状況について

歳出予算の執行額は 268 千円となっており、これらの支出事務について支出負担行為等関係書類を調査したところ、適正に処理されていた。

監 査 委 員 事 務 局

1. 歳出予算の執行状況について

歳出予算の執行額は 48 千円となっており、これらの支出事務について支出負担行為等関係書類を調査したところ、適正に処理されていた。

選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局

1. 歳出予算の執行状況について

歳出予算の執行額は 0 千円である。

指 摘 事 項

- ・収入未済の縮減について

不当利得の返納金について、平成 30 年 10 月末現在の収入未済額は 14,926 千円であり、前年同時期（16,190 千円）に比べ、1,264 千円減少した。収納率も 33.8%と平成 29 年度同時期（26.8%）から 7%増加している。未済額の縮減に向けて一定の改善は見られるが、引き続き事務処理基準に沿った適正な債権管理を行い、収入未済額の縮減及び収納率の改善に努められたい。また、債権の内容によっては、市町窓口等とも十分連携を取り、未収債権の早期対策に取り組まれたい。（事業課）